

第5章 【基本目標5】介護保険事業の推進

< 介護保険サービスの概要 >

	県が指定・監督を行うサービス	町が指定・監督を行うサービス
介護給付サービス	<p>★居宅サービス</p> <p><訪問サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○特定福祉用具販売 <p><通所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション（デイケア） <p><短期入所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 ○福祉用具貸与 ○住宅改修（介護給付分） <p>★施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護療養型医療施設 / 介護医療院 ○介護老人保健施設 	<p>【地域密着型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○地域密着型通所介護※1 <p>★居宅介護支援</p>
予防給付サービス	<p>★介護予防サービス</p> <p><訪問サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問介護 ※2（ホームヘルプサービス） ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○特定介護予防福祉用具販売 <p><通所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所介護（デイサービス）※3 ○介護予防通所リハビリテーション（デイケア） <p><短期入所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○住宅改修（予防給付分） 	<p>【地域密着型介護予防サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） <p>★介護予防支援</p>

※1 平成28年度から利用定員18人以下の事業所は地域密着型サービスに移行

※2 平成29年度から、地域支援事業に移行

※3 平成29年度から、地域支援事業に移行

< 第6期計画における実績値と第7期計画における計画値 >

第6期計画の実績値は、介護保険事業状況報告の利用実績（平成29年度については見込値）を記載しています。また、第7期計画の計画値については、平成27年度、平成28年度、平成29年度（年度中途分）の各年度の給付実績に基づいて推計された数値をベースに見込んでいます。

1 居宅サービス

本町では、住み慣れた自宅での居宅サービス利用のニーズが高いことから、適正なサービス提供ができる体制の確保と、効率的で質の高いサービス提供ができる体制の構築を進めます。

サービス給付を提供するケアプランが、利用者にとって最適であることが重要であり、これにより必要なサービスの円滑な提供と適切な利用につながることから、ケアマネジャーの質の向上への対策を進めます。

利用者や家族、ケアマネジャー、介護サービス業者、医療関係者がともに連携し、利用者にとって効率的で、適正な介護サービス及び医療行為が受けられ、住み慣れた地域で安心して生活が送れるように連携体制を整え、支援していきます。

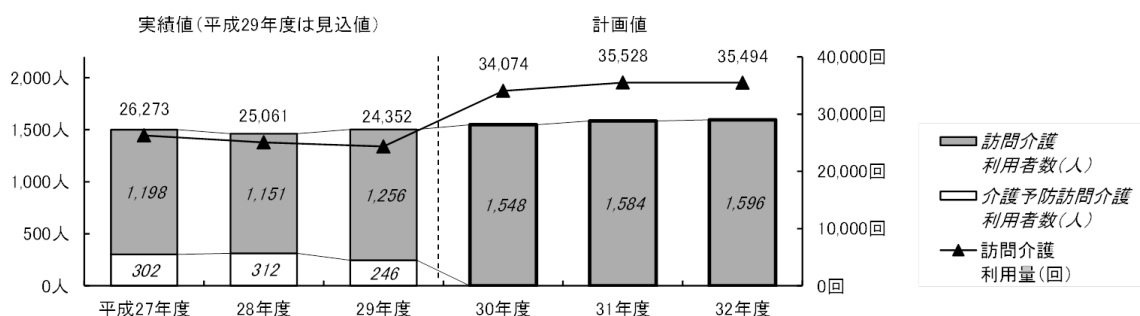
① 訪問介護、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、入浴、排泄等の身体介護や食事等の家事援助等、日常生活上の介護や援助を行います。

		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
訪問介護	利用量（回/年）	26,273	25,061	24,352	34,074	35,528	35,494
	利用者数（人/年）	1,198	1,151	1,256	1,548	1,584	1,596
介護予防訪問介護	利用者数（人/年）	302	312	246			
合計	利用量（回/年）	26,273	25,061	24,352	34,074	35,528	35,494
	利用者数（人/年）	1,500	1,463	1,503	1,548	1,584	1,596

*介護予防訪問介護の単価は回数ではなく、月単位のため、利用量は算出されません

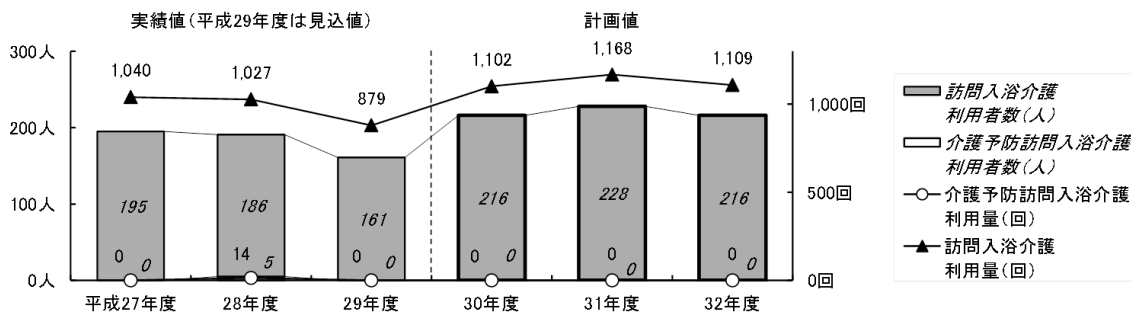
*介護予防訪問介護は、平成29年度に地域支援事業に移行するため、第6期実績値のみ記載



② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

入浴設備を備えた車（入浴車）で、看護職員、介護職員が寝たきりの高齢者等の家庭を訪問し、入浴の介助を行います。

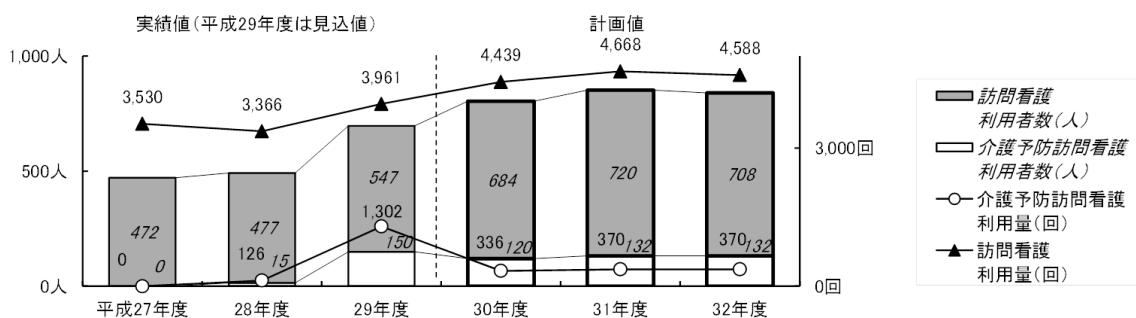
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
訪問入浴介護	利用量（回/年）	1,040	1,027	879	1,102	1,168	1,109
	利用者数（人/年）	195	186	161	216	228	216
介護予防訪問入浴介護	利用量（回/年）	0	14	0	0	0	0
	利用者数（人/年）	0	5	0	0	0	0
合計	利用量（回/年）	1,040	1,041	879	1,102	1,168	1,109
	利用者数（人/年）	195	191	161	216	228	216



③ 訪問看護、介護予防訪問看護

通院困難な高齢者の家庭に、訪問看護ステーション等の看護師、理学療法士、作業療法士等が訪問し、主治医と連絡・調整を行いながら療養上の看護を行います。

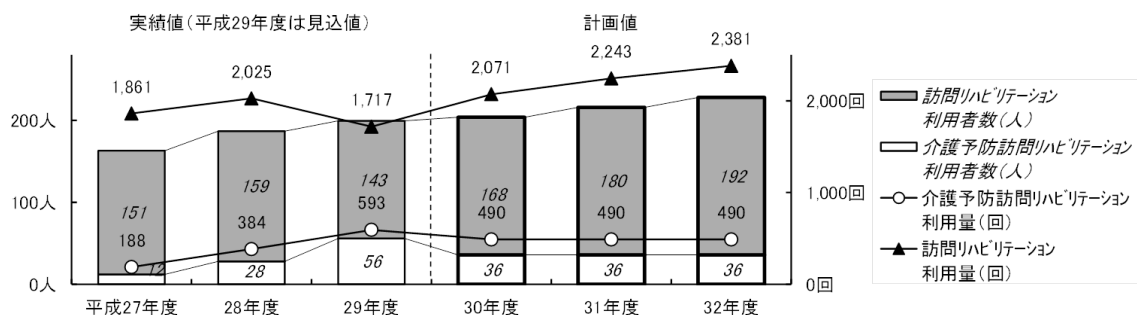
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
訪問看護	利用量（回/年）	3,530	3,366	3,961	4,439	4,668	4,588
	利用者数（人/年）	472	477	547	684	720	708
介護予防訪問看護	利用量（回/年）	0	126	1,302	336	370	370
	利用者数（人/年）	0	15	150	120	132	132
合計	利用量（回/年）	3,530	3,492	5,263	4,775	5,038	4,957
	利用者数（人/年）	472	492	697	804	852	840



④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問し、心身の機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

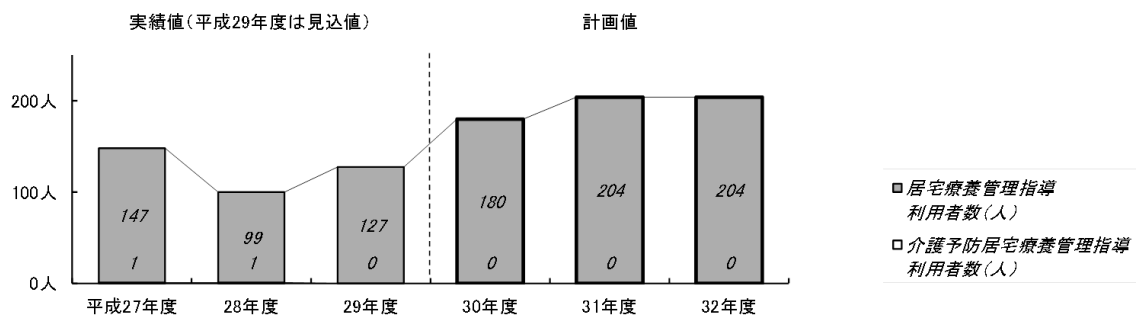
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
訪問リハビリテーション	利用量(回/年)	1,861	2,025	1,717	2,071	2,243	2,381
	利用者数(人/年)	151	159	143	168	180	192
介護予防訪問リハビリテーション	利用量(回/年)	188	384	593	490	490	490
	利用者数(人/年)	12	28	56	36	36	36
合計	利用量(回/年)	2,049	2,409	2,310	2,561	2,732	2,870
	利用者数(人/年)	163	187	199	204	216	228



⑤ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が定期的に家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	147	99	127	180	204	204
介護予防居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	1	1	0	0	0	0
合計	利用者数(人/年)	148	100	127	180	204	204

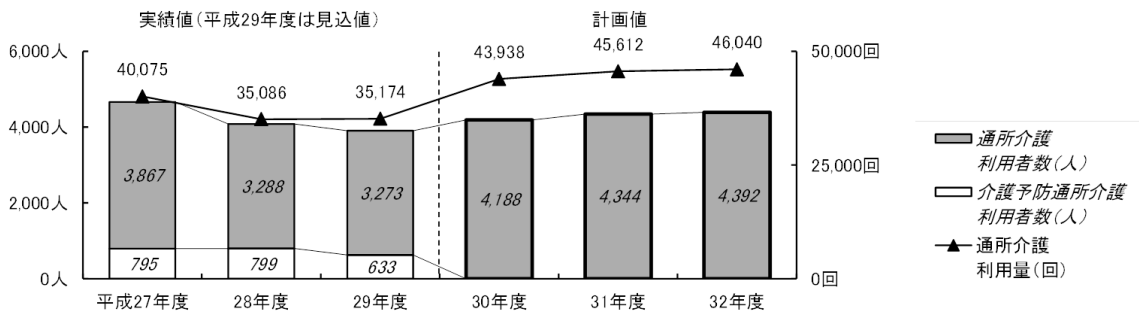


⑥ 通所介護、介護予防通所介護（デイサービス）

介護施設等に通い、入浴、食事の提供等の日常生活上の介護を受けます。

		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
通所介護	利用量（回/年）	40,075	35,086	35,174	43,938	45,612	46,040
	利用者数（人/年）	3,867	3,288	3,273	4,188	4,344	4,392
介護予防通所介護	利用者数（人/年）	795	799	633			
合計	利用量（回/年）	40,075	35,086	35,174	43,938	45,612	46,040
	利用者数（人/年）	4,662	4,087	3,906	4,188	4,344	4,392

*介護予防通所介護の単価は回数ではなく、月単位のため、利用量は算出されません
 *月平均利用延べ人数が300人以内の事業所平成28年度から地域密着型サービスに移行
 *介護予防通所介護は、平成29年度に地域支援事業に移行するため、第6期実績のみ記載

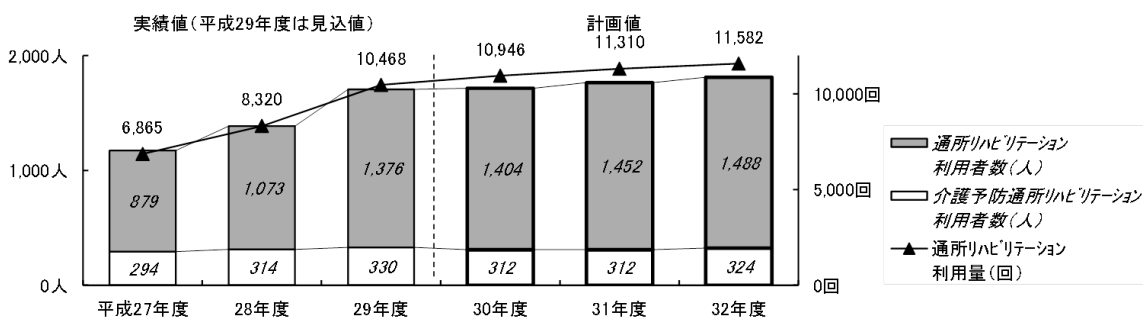


⑦ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設（老健）、介護療養型医療施設、病院等医療施設に通い、当該施設において心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを受けます。

		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
通所リハビリテーション	利用量（回/年）	6,865	8,320	10,468	10,946	11,310	11,582
	利用者数（人/年）	879	1,073	1,376	1,404	1,452	1,488
介護予防通所リハビリテーション	利用者数（人/年）	294	314	330	312	312	324
合計	利用量（回/年）	6,865	8,320	10,468	10,946	11,310	11,582
	利用者数（人/年）	1,173	1,387	1,707	1,716	1,764	1,812

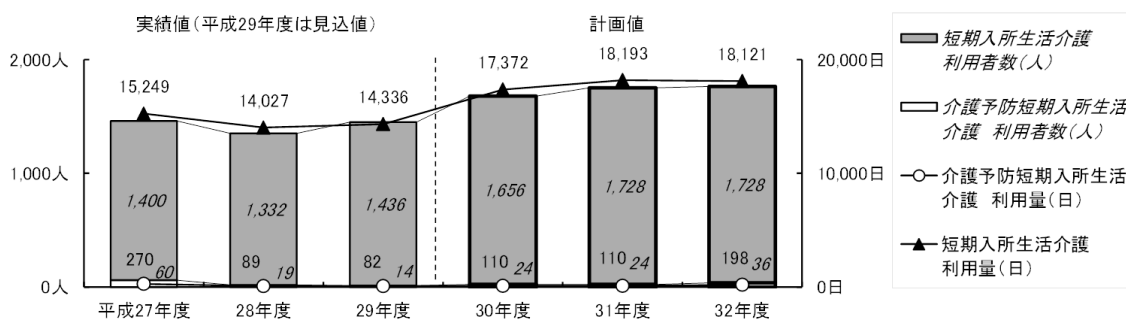
*介護予防通所リハビリテーションの単価は回数ではなく、月単位のため、利用量は算出されません



⑧ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（特養等ショートステイ）

特別養護老人ホーム等の短期入所施設に短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の介護、機能訓練を受けます。

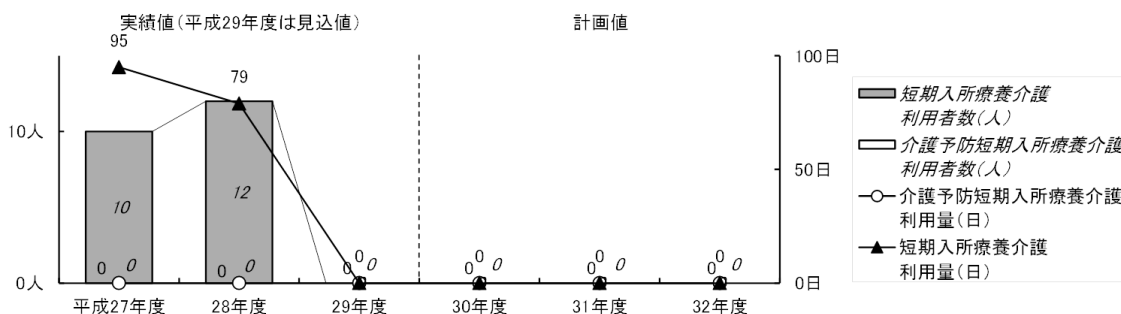
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
短期入所生活介護	利用量（日/年）	15,249	14,027	14,336	17,372	18,193	18,121
	利用者数（人/年）	1,400	1,332	1,436	1,656	1,728	1,728
介護予防短期入所生活介護	利用量（日/年）	270	89	82	110	110	198
	利用者数（人/年）	60	19	14	24	24	36
合計	利用量（日/年）	15,519	14,116	14,417	17,483	18,304	18,319
	利用者数（人/年）	1,460	1,351	1,450	1,680	1,752	1,764



⑨ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護（老健等ショートステイ）

介護老人保健施設（老健）、介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他の必要な医療及び日常生活上の介護を受けます。

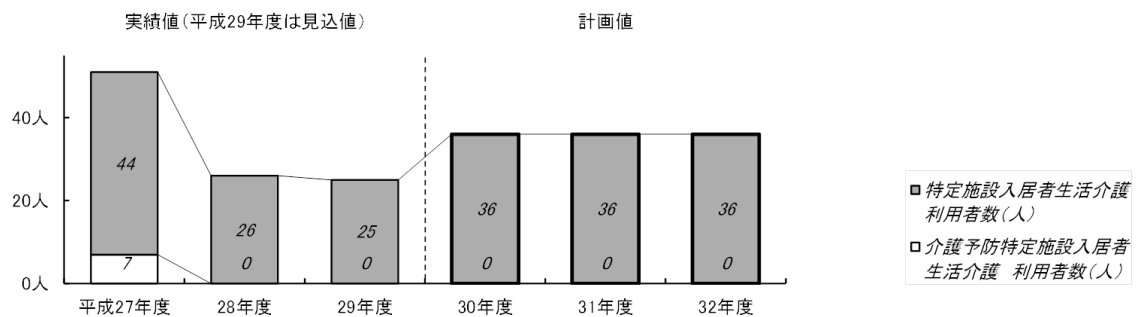
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
短期入所療養介護	利用量（日/年）	95	79	0	0	0	0
	利用者数（人/年）	10	12	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	利用量（日/年）	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人/年）	0	0	0	0	0	0
合計	利用量（日/年）	95	79	0	0	0	0
	利用者数（人/年）	10	12	0	0	0	0



⑩ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所している要介護認定者等について、介護サービス計画（ケアプラン）に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の介護、機能訓練及び療養上の介護を受けます。

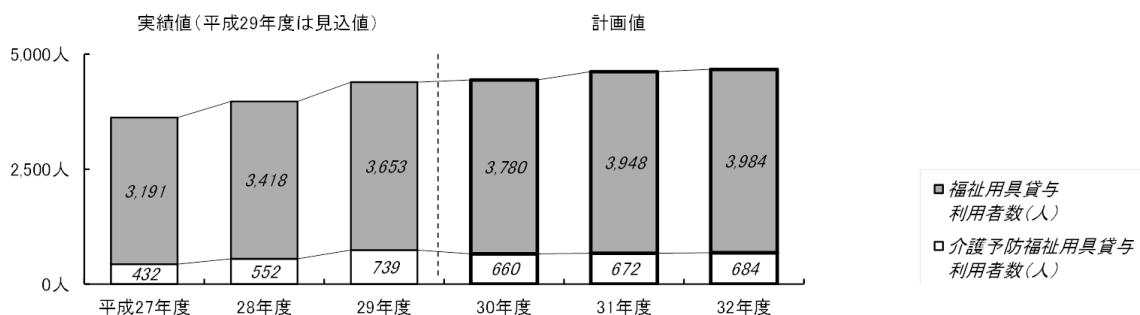
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
特定施設入居者生活介護	利用者数（人/年）	44	26	25	36	36	36
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数（人/年）	7	0	0	0	0	0
合計	利用者数（人/年）	51	26	25	36	36	36



⑪ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るため、あるいは、機能訓練等のために福祉用具の貸与を受けます。

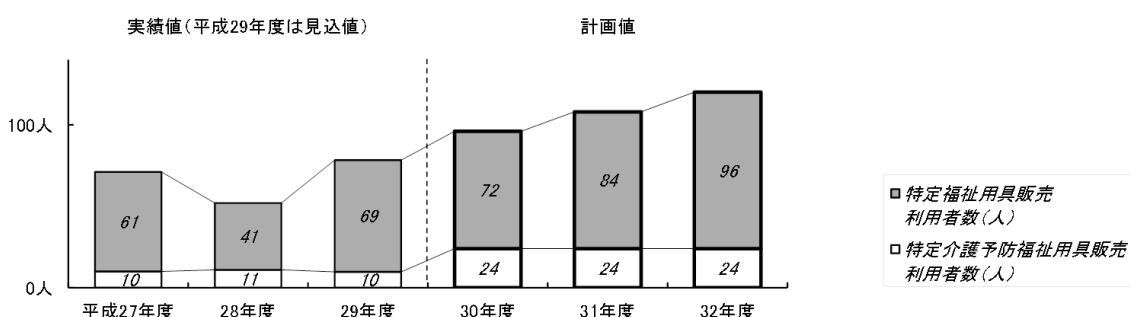
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
福祉用具貸与	利用者数（人/年）	3,191	3,418	3,653	3,780	3,948	3,984
介護予防福祉用具貸与	利用者数（人/年）	432	552	739	660	672	684
合計	利用者数（人/年）	3,623	3,970	4,392	4,440	4,620	4,668



⑫ 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

貸与になじまない特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）を利用者が購入した際に、その費用の9割相当額が償還払いによって支給されます。

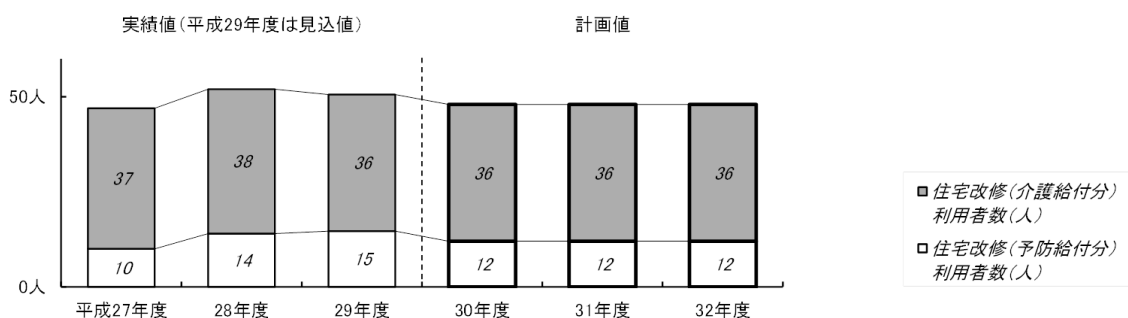
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
特定福祉用具販売	利用者数（人/年）	61	41	69	72	84	96
特定介護予防福祉用具販売	利用者数（人/年）	10	11	10	24	24	24
合計	利用者数（人/年）	71	52	78	96	108	120



⑬ 住宅改修

日常生活の自立を助けるため、手すりの取り付けや引き戸等への扉の取り替え、段差解消等住宅改修に対して、原則20万円を上限として、その費用の9割相当額を償還払いまたは受領人払いによって支給されます。

		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
住宅改修（介護給付分）	利用者数（人/年）	37	38	36	36	36	36
住宅改修（予防給付分）	利用者数（人/年）	10	14	15	12	12	12
合計	利用者数（人/年）	47	52	51	48	48	48

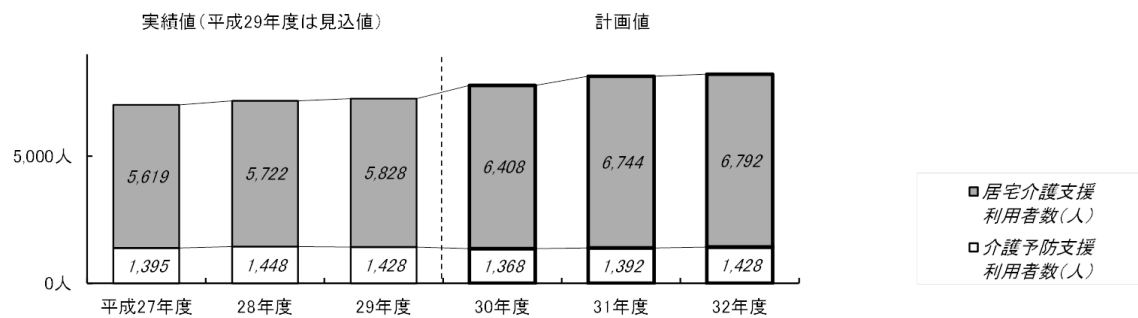


⑭ 居宅介護支援、介護予防支援

居宅介護支援は、ケアマネジャーが在宅で介護を受ける方の心身の状況や希望等を踏まえ、自立した日常生活の支援を効果的に行うために、継続的かつ計画的に介護サービスに関する計画（居宅介護サービス計画）を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整等を行います。

介護予防支援は、利用者の状態に適したサービスが確実に提供されるよう、地域包括支援センターにより作成された介護予防サービス計画に基づき、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
居宅介護支援	利用者数（人/年）	5,619	5,722	5,828	6,408	6,744	6,792
介護予防支援	利用者数（人/年）	1,395	1,448	1,428	1,368	1,392	1,428
合計	利用者数（人/年）	7,014	7,170	7,256	7,776	8,136	8,220



2 施設サービス

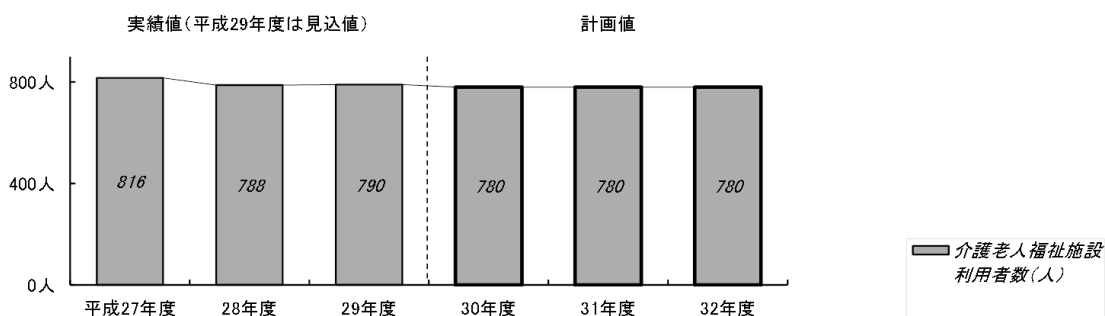
適正な整備量に配慮しつつ、必要なサービス量が確保できるよう関係機関と調整していきます。

利用者が生活の拠点として安心して利用できる施設としての持続的安定運営に向けて、事業指定者ととともに事業者への指導に努め、施設職員等の資質や技術の向上を図るための研修会等の参加を促します。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症により常時介護が必要な中重度者で、自宅での介護が困難な方が入所し、食事や入浴、排泄等日常生活に必要な介護を受けます。

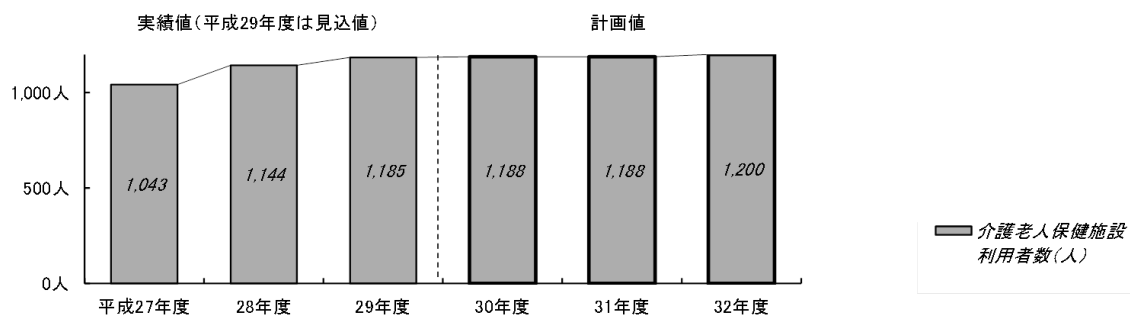
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護老人福祉施設	利用者数(人/年)	816	788	790	780	780	780



② 介護老人保健施設（老人保健施設）

要介護状態の方で、症状が安定し、自宅に戻るようリハビリテーションに重点を置いたケアが必要な方が、医学的管理の下で看護、機能訓練、日常生活上の介護を受けます。

		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護老人保健施設	利用者数(人/年)	1,043	1,144	1,185	1,188	1,188	1,200



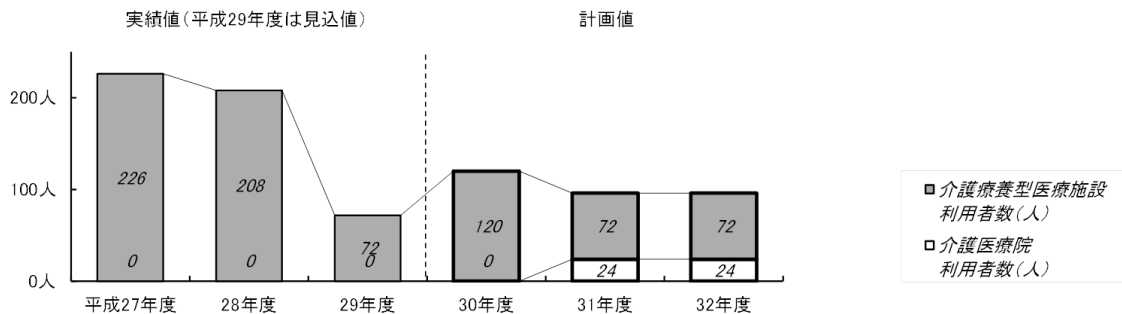
③ 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、療養や介護が必要な方が入所し、療養上の管理、看護、医学的な管理の下、介護や機能訓練等の必要な医療・介護を受けます。(平成29年度末で設置期限を迎えることとなっていた介護療養病床については、その経過措置期間が6年間延長されることになりました。)

④ 介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護施設で、要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供します。(介護保険法上の介護保険施設ですが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づけられています。)

		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護療養型医療施設	利用者数(人/年)	226	208	72	120	72	72
介護医療院	利用者数(人/年)				0	24	24
合計	利用者数(人/年)	226	208	72	120	96	96



3 地域密着型サービス

可能な限り、自宅または住み慣れた地域において、自立した日常生活を営めるよう、身近な地域で提供されるサービス類型として、『地域密着型サービス』が第3期計画（平成18年度）からスタートしました。第5期計画からは、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護」の3つのサービスが加わり、8つの地域密着型サービスが提供可能となりました。

地域の実状や地域密着型サービス運営委員会による協議及び本計画に従い、地域密着型サービス事業者の事業者指定を進めます。

利用者が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう適切なサービスの提供が供給できる体制を維持するために、施設への指導及び監査を徹底して行います。

利用者が安心して利用できる施設が安定的に持続可能となるために、指定基準や必要に応じた介護報酬の見直し等を行います。

事業者やケアマネジャーとの協議を通じて、サービスの質の向上を促進するほか、事業実績を把握しながら不足しているサービスなどの情報収集に努めます。

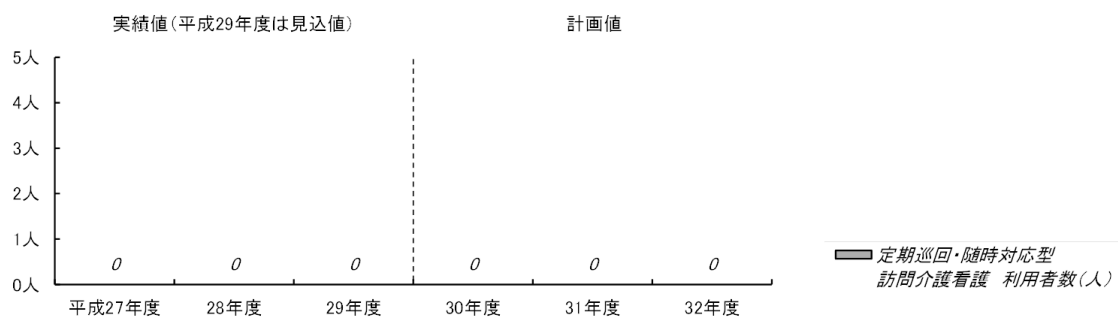
地域密着型サービスの種類

サービス名称	対象者		サービス内容
	要介護認定者	要支援認定者	
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	×	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う
②夜間対応型訪問介護	○	×	夜間の定期的巡回や、夜間に通報を受けた場合に、訪問介護を実施
③認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	○	○	認知症の人に対応したメニューで実施する通所介護(デイサービス)
④小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)	○	○	29人以下が登録し、様態に応じて18人以下が通い(デイサービスや訪問介護)、9人以下が泊まり(ショートステイ)のサービスを実施
⑤認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	○	○	グループホーム
⑥地域密着型 特定施設入居者生活介護	○	×	29人以下が入所できる小規模の介護専用型特定施設(有料老人ホーム等)
⑦地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	○	×	29人以下が入所できる小規模の特別養護老人ホーム
⑧看護小規模多機能型居宅介護	○	×	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護と看護のサービスの一体的な提供を行う
⑨地域密着型通所介護	○	×	利用定員18人以下の通所介護(平成28年度から地域密着型サービスに移行)

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護認定者宅へ定期的な巡回訪問や随時通報により家庭を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上のお世話をを行います。また、医師の指示により、看護師等が家庭において療養上の世話または診療の補助を行います。

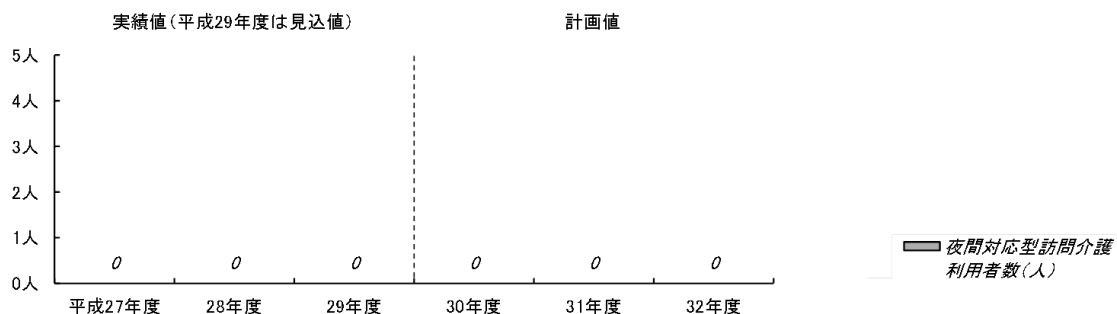
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0



② 夜間対応型訪問介護

在宅においても夜間を含めた24時間を安心して生活できることを目的に、定期的な巡回訪問及び通報等による随時対応により、要介護認定者(要介護3以上)の在宅でのケアを行うものです。

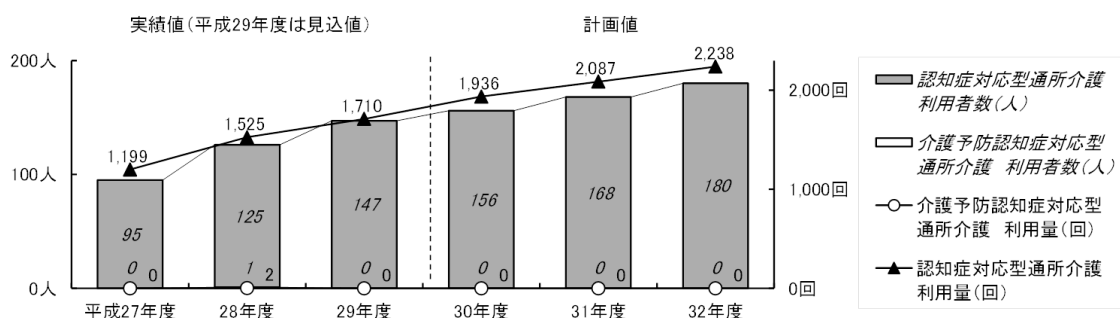
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
夜間対応型訪問介護	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0



③ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態にある要介護認定者に対し、認知症専用単独型や認知症併設型のデイサービスセンターにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、及びその他の日常生活上の世話や機能訓練を行うものです。

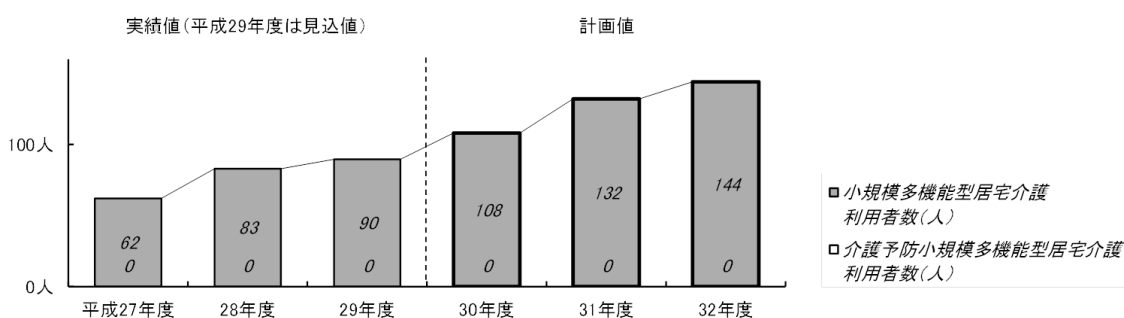
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
認知症対応型通所介護	利用量（回/年）	1,199	1,525	1,710	1,936	2,087	2,238
	利用者数（人/年）	95	125	147	156	168	180
介護予防認知症対応型通所介護	利用量（回/年）	0	2	0	0	0	0
	利用者数（人/年）	0	1	0	0	0	0
合計	利用量（回/年）	1,199	1,527	1,710	1,936	2,087	2,238
	利用者数（人/年）	95	126	147	156	168	180



④ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

在宅における生活の継続支援を目的に、要介護認定者の様態や希望に応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせる日常生活上のケアを行うものです。

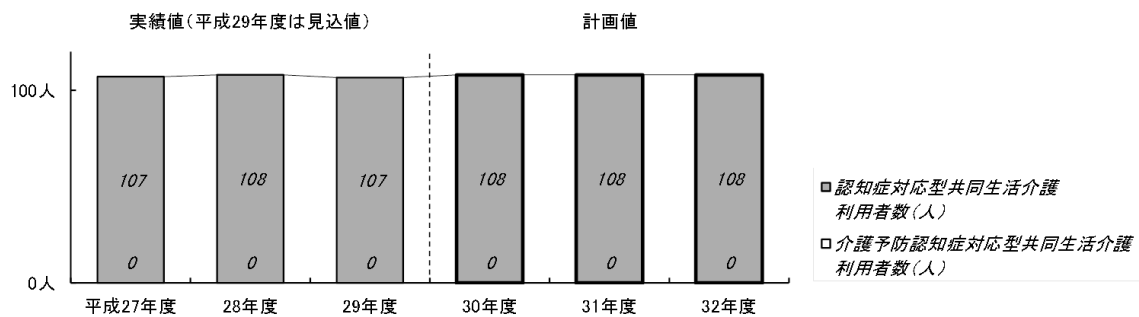
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
小規模多機能型居宅介護	利用者数（人/年）	62	83	90	108	132	144
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数（人/年）	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数（人/年）	62	83	90	108	132	144



⑤ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の状態にある要介護認定者が5名～9名で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護スタッフによる食事、入浴、排泄等日常生活の支援や機能訓練を受けます。

		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
認知症対応型共同生活介護	利用者数(人/年)	107	108	107	108	108	108
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数(人/年)	107	108	107	108	108	108



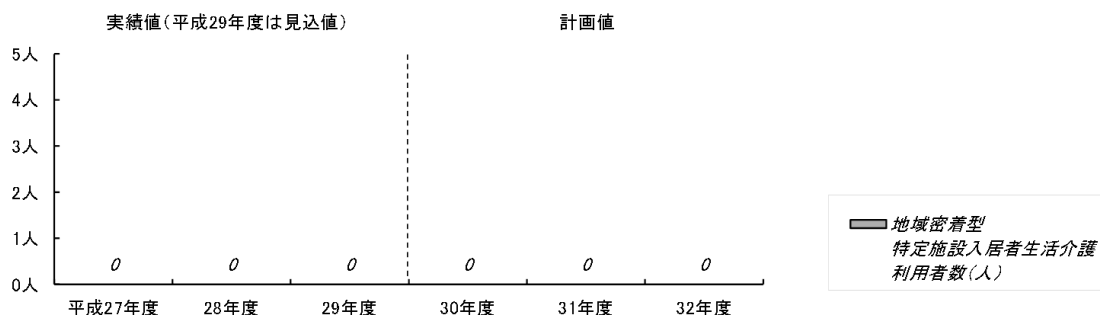
【必要利用定員数(月あたり)】

第7期 計画値		
平成30年度	平成31年度	平成32年度
9	9	9

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

入居者が要介護認定者とその配偶者に限定されている定員 29 名以下の有料老人ホームに入所している要介護認定者に対してケアを行うものです。

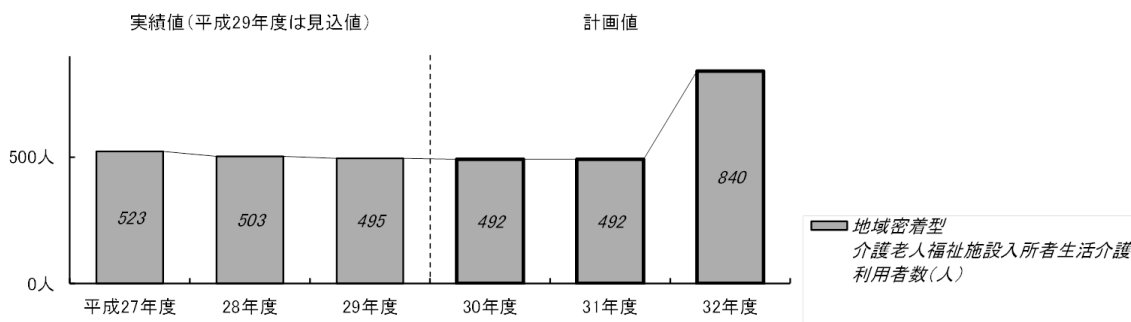
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域密着型 特定施設入居者 生活介護	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0



⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が 29 名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護認定者に対し、ケアを行うものです。

		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	利用者数(人/年)	523	503	495	492	492	840



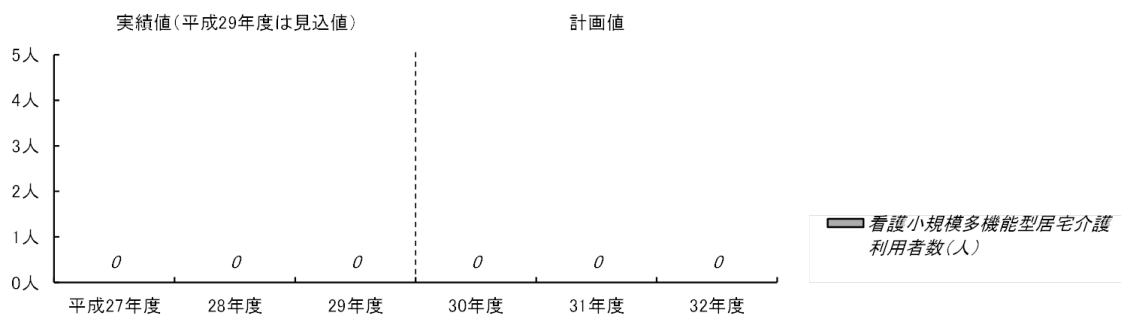
【必要利用定員数 (月あたり)】

第7期 計画値		
平成30年度	平成31年度	平成32年度
29	29	58

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

要介護認定者に対して、訪問看護と小規模多機能型居宅介護と訪問介護等を組み合わせて一体的に提供することにより、効果的かつ効率的となるサービスを行います。

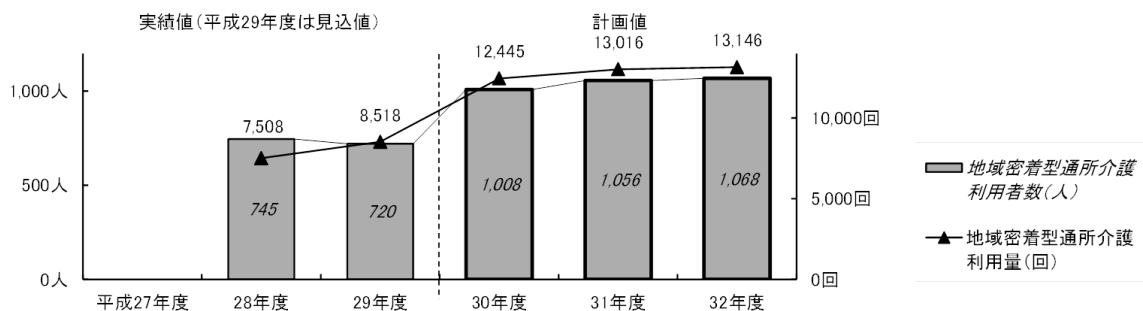
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
看護小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0



⑨ 地域密着型通所介護

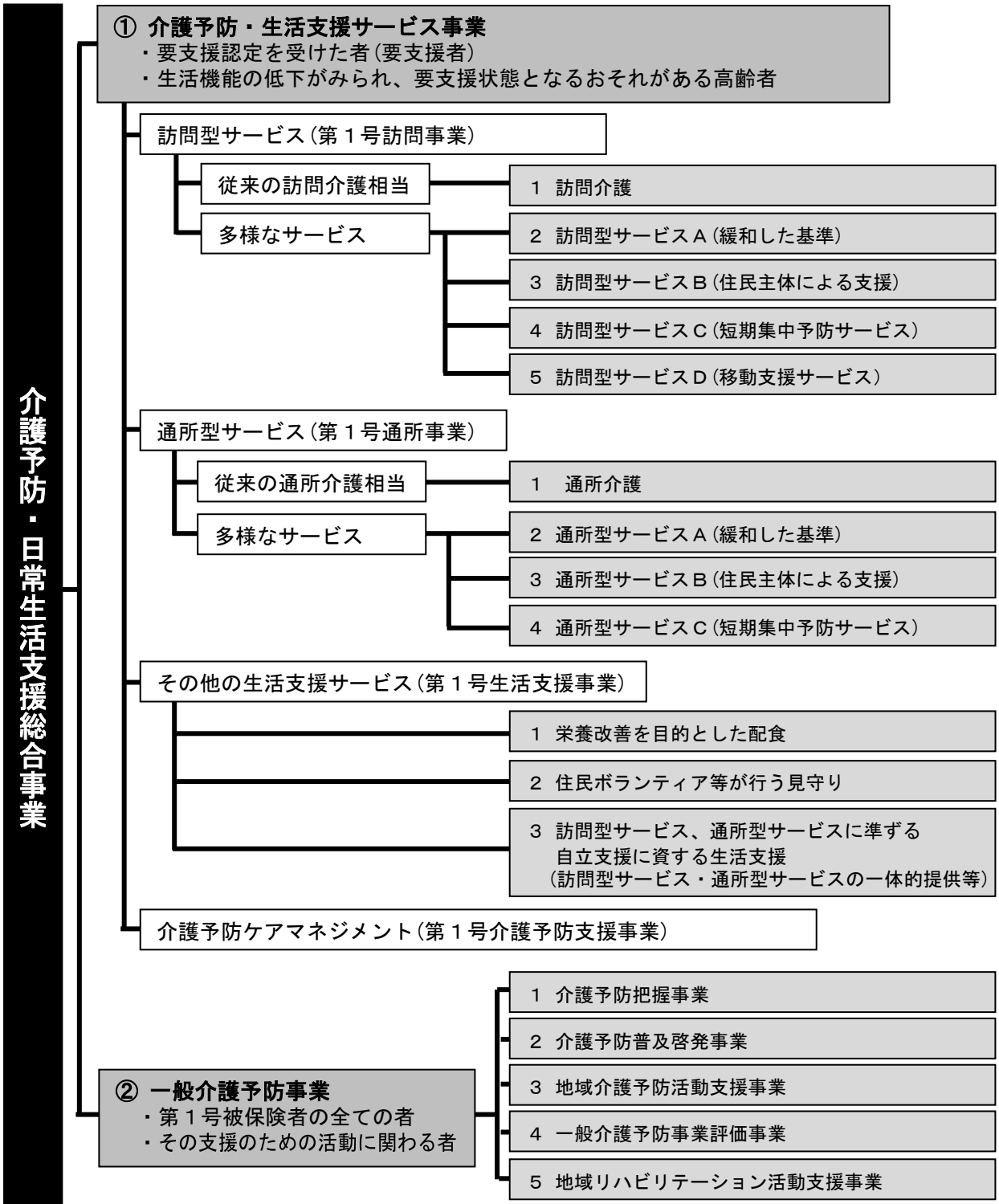
利用定員 18 人以下の小規模の介護施設等に通り、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰り提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域密着型通所介護	利用量(回/年)		7,508	8,518	12,445	13,016	13,146
	利用者数(人/年)		745	720	1,008	1,056	1,068



4 地域支援事業

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。本町でも地域支援事業として、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」を推進していきます。



※上記はサービスの典型例として示しているもので、
本町はこの例を踏まえて、地域の実情に応じたサービス展開していきます。

① 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、把握された介護予防高齢者に対し、介護予防を目的として、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などを図るものです。

1 訪問型サービス

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。

2 通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。

3 その他の生活支援サービス

要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食サービスやひとり暮らし高齢者等への見守り活動等を実施します。

【各事業量の実績と見込】

項目	年度 単位	平成28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1 訪問型サービス事業						
介護予防訪問介護相当サービス	利用者延数		860人	2,016人	2,366人	2,716人
2 通所型サービス事業						
介護予防通所介護相当サービス	利用者延数		2,446人	5,352人	6,202人	7,052人
介護予防ケアマネジメント事業 (業務委託分 再掲)	利用者延数		315人	600人	744人	888人
	(利用者延数)		93人	180人	223人	266人

② 一般介護予防事業

全ての第1号被保険者（65歳以上）及びその支援のための活動にかかわる方を対象とする事業で、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、地域の高齢者が自主的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施するような地域社会の構築を目的に実施していきます。

1 介護予防把握事業

介護予防の対象となる、要支援、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者に対し、様々な機会を捉えた基本チェックリストの周知と実施により、総合事業の該当者の把握に努めます。

2 介護予防普及啓発事業

高齢者を対象に、健康が維持されるよう、認知症や閉じこもり予防などの介護予防に関する知識の普及・啓発を行うもので、パンフレットの作成及び配布、有識者による講演会を実施するほか、町内各地域の公民館等を活用した筋力アップ教室を年間通して実施し、さらには住民主体の通いの場の充実に努めます。

3 地域介護予防活動支援事業

高齢者を対象に、健康が維持されるよう、認知症や閉じこもり予防などの介護予防に関する知識の普及・啓発を行うもので、パンフレットの作成及び配布、有識者による講演会を実施するほか、町内各地域の公民館等を活用した筋力アップ教室を年間通して実施し、さらには住民主体の通いの場の充実にも努めます。

4 一般介護予防施策評価事業

介護予防効果・経済効果に関するデータの測定・解析を行い、一般介護予防施策を総合的に評価します。

【各事業量の実績と見込】

項目	年度 単位	平成28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		1 介護予防把握事業				
基本チェックリスト実施	実施延数	273人	317人	332人	348人	365人
2 介護予防把握事業						
筋力アップ教室(地区公民館)	延実施回数	301回	311回	315回	315回	315回
	利用者延数	4,110人	4,211人	4,295人	4,466人	4,733人
筋力アップ教室(健康プラザ)	延実施回数	174回	196回	196回	196回	196回
	利用者延数	2,534人	2,761人	2,981人	3,219人	3,476人
水中ウォーキング教室	実施回数	118回	121回	120回	121回	122回
	利用者数	742人	700人	700人	720人	740人
元気はつらつ教室(4か月1クール)	延実施回数	42回	48回	48回	48回	48回
	利用者延数	336人	379人	400人	400人	400人
脳若トレーニング教室	延実施回数	12回	18回	18回	18回	18回
	利用者延数	206人	280人	312人	372人	432人
歯っぴいらいふ教室	延実施回数	16回	16回	16回	16回	16回
	利用者延数	221人	235人	240人	256人	288人
3 地域介護予防活動支援事業						
百歳体操実施支援	開催地区	8地区	10地区	11地区	12地区	13地区
	利用者数	150人	180人	200人	220人	240人

③ 包括的支援事業

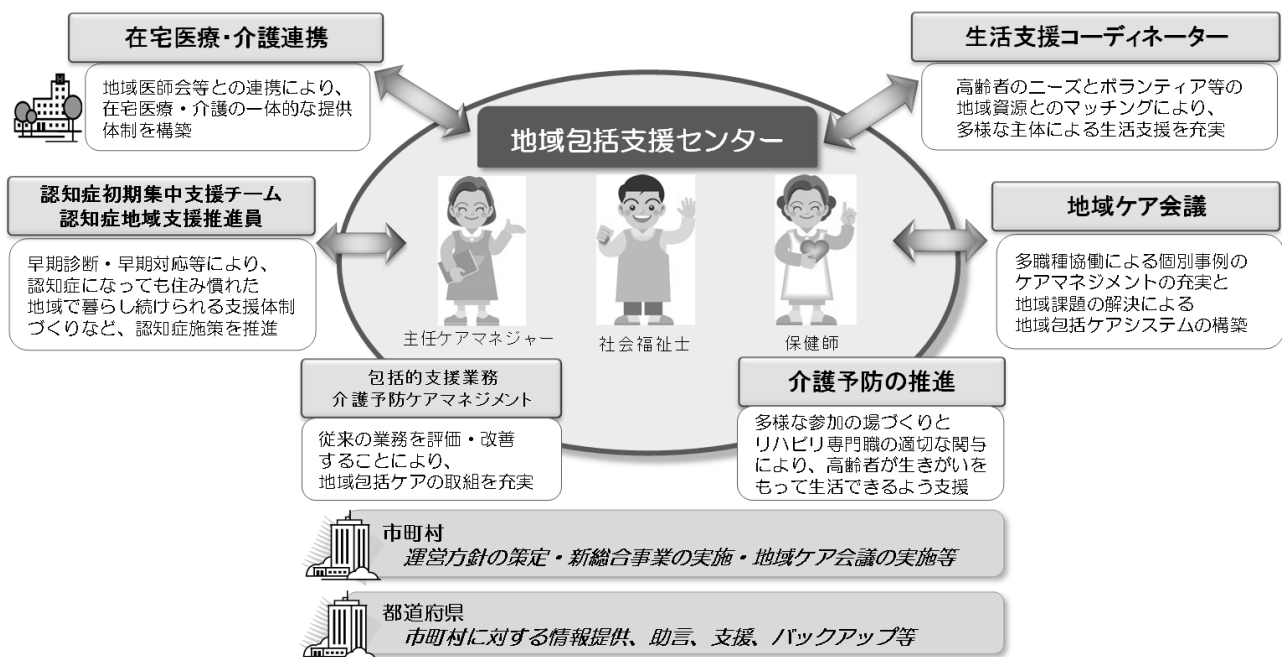
1 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、町直営で平成18年に開設しました。高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい暮らしを続けることができるように包括的及び継続的な支援を行っています。

現在、主任介護支援専門員・介護支援専門員・保健師・社会福祉士の職員で運営しており、「地域包括ケアシステム」を実現するための中心的役割を果たしていきます。

「地域包括ケアシステム」には、介護保険制度による公的サービスのみならず、保健・医療・福祉等のフォーマルサービスのほか、ボランティア活動や近隣住民同士の支え合いや見守りといったインフォーマルサービスも利用できるような、高齢者を地域で支えるための仕組みづくりが必要です。その中核を担う地域包括支援センターとして介護予防事業をはじめ、地域支え合い人材育成や認知症サポーター養成、見守りネットワークの構築、要援護者台帳整備等に取り組みながら様々な社会資源を活用し、継続的かつ包括的なケアシステムが行われる体制の整備を図っていきます。

【地域包括支援センターの機能強化（イメージ）】



2 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防ケアマネジメント事業は、日常生活支援総合事業対象者並びに予防給付（要支援認定者）該当者に対して、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするため、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、本人の主体的な活動と身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標に、サービス提供期間を設定し目標達成に向けての支援計画を作成するとともに、目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするためにどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスや、関係機関又は制度の利用につなげるための支援として行います。

- A. 地域における様々な関係者とのネットワークの構築
- B. 高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握（生活圏域ニーズ調査等）
- C. 総合相談支援業務として、初期段階での相談対応のほか、専門的・継続的な相談対応

4 権利擁護業務

地域の高齢者等が認知症や独居等により地域での生活に困難を抱えた場合、従来のケアマネジメント支援だけでは十分に問題が解決できない場合、適切なサービス等につながる方法が見つからず、問題を抱えたまま生活している場合において、地域で尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう専門的・継続的な支援を行います。

地域包括支援センターでは、支援を行う過程で特に「権利擁護」の視点に基づいてサービスや制度の周知や活用を図っていきます。

- A. 成年後見・市民後見制度の活用促進
- B. 老人福祉施設等への措置の支援
- C. 高齢者虐待への対応
- D. 困難事例への対応
- E. 消費者被害への防止

5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、地域で生活する高齢者を支援する介護支援専門員、主治医、地域関係機関の連携、在宅と施設との連携など地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものです

- A. 包括的・継続的なケア体制の構築
- B. 地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用
- C. 日常的個別指導・相談
- D. 支援困難事例等への指導・助言

【各事業量の実績と見込】

項目	年度 単位	平成28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1 地域ケア会議						
地区別地域ケア会議(モデル地区)	開催回数		4回	4回	4回	4回
個別地域ケア会議	開催回数			5回	6回	12回
3 総合相談支援事業						
総合相談	相談件数	466	476	487	494	504
日常生活圏域ニーズ調査	調査数	3,095件			5,000件	
4 権利擁護事業						
成年後見制度の活用促進	活用件数	0件	0件	1件	1件	1件
老人福祉施設等への措置支援	措置件数	2件	0件	1件	1件	1件
高齢者虐待への対応	対応件数	7件	6件	6件	6件	6件
消費者被害の防止	相談件数	0件	0件	1件	1件	1件
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務						
地域の介護支援専門員支援 管内介護支援専門員研修会	開催回数	5回	5回	5回	5回	5回

④ 任意事業

1 介護給付等費用適正化事業

介護保険の円滑かつ安定的な運営を確保するために、不要な介護サービスが提供されていないかの検証、サービス利用者への利用状況の送付やケアプラン点検を行います。

また、介護保険制度の趣旨、良質な事業を展開する上で必要な各種の情報提供も行い、利用者に適切なサービスが提供できる環境を整備し、介護給付適正化を目指します。

2 家族介護支援事業

要介護被保険者を現に介護している人に必要な支援を行う事業です。具体的には、適切な介護知識・技術の習得等を内容とした教室の開催、地域における認知症高齢者の見守り体制の構築、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした事業を行います。

地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるようにするためには、欠かせないものとしてこの事業に取り組んでいきます。

3 その他の事業（住宅改修理由書作成等助成費）

介護保険法施行規則の規定に基づき、居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した者に対して、助成金を交付する事業です。

制度利用が必要な利用者の把握に努め、事業の周知を図ります。

【各事業量の実績と見込】

項目	年度 単位	平成 28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
1 介護給付等費用適正化事業						
ケアプラン点検(住宅改修・福祉用具購入プラン)	点検数			6 件	6 件	6 件
ケアプラン点検(居宅介護支援事業所)	点検数			30 件	30 件	30 件
2 家族介護支援事業						
在宅医療フォーラム開催	開催回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
介護相談・物忘れ相談会開催	開催回数	1 回	1 回	6 回	6 回	6 回

5 自立支援・重度化防止等の取り組み

平成 37 年には団塊の世代の方が全員、75 歳以上の後期高齢者となるため、要介護認定者もより一層増加することが予想されます。介護保険制度の持続可能性を維持しつつ、高齢者の生活機能の低下を防止して、自立した日常生活を過ごせるための体制の確立が喫緊の課題となっています。

そのため、国では今回の介護保険法等の法改正で、介護保険事業計画において、高齢者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取り組み及び目標設定を掲げることが求められています。

本町では、住み慣れた地域で生きがいを持って自立した暮らしができるように、以下の 5 項目に注力し、数値目標を掲げて取り組んでいきます。

取り組み内容・目標	指標
①地域密着型サービス事業所への実地指導	指定有効期間中に 1 回は実施
②医療介護に関わる多職種の関係者が参加する地域ケア会議の開催	平成 32 年度末までに 月 1 回の実施を目指す
③介護支援専門員に対する研修会の実施	年間 5 回
④認知症初期集中支援チームによる支援会議の実施	月に 1 回
⑤一般介護予防事業参加者の増加	全高齢者の 1 割

6 介護給付適正化への取り組み（介護給付適正化計画）

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

介護給付の適正化のために保険者である本町が行う適正化事業は、高齢者等が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、保険者が本来発揮すべき保険者機能です。そのため、本町では介護給付適正化計画を第7期介護保険事業計画に合わせて策定し、PDCA サイクルに基づいて実施することで、保険者の責任において費用の適正化を図ります。

適正化事業の実施主体は保険者ですが、適正化事業の推進に当たっては、広域的視点から保険者を支援する山梨県、国保連介護給付適正化システムにより適正化事業の取り組みを支える山梨県国民健康保険団体連合会と現状認識を共有し連携して取り組みます。

必要な給付を適切に提供し、山梨県の介護給付適正化計画との整合性を図るため、以下の主要5事業を実施します。

① 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

認定調査は、町職員等や指定居宅介護支援事業所等に一部委託して実施しています。認定調査の内容については、全件確認を行っており、「要介護認定業務分析データ」等を活用し、全国の自治体の中での状況を把握し、要介護認定の平準化及び適正化に取り組みます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
要介護認定の適正化	全件点検	全件点検	全件点検

② ケアプランの点検

住宅改修や福祉用具購入の給付を受けた被保険者に対し、その後のケアプランでどのような目標が立てられているか等の点検を行います。併せてケアマネジャーに対して指導・助言等を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
ケアプラン点検	5件程度／月	5件程度／月	5件程度／月

③ 住宅改修等の点検（住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査）

住宅改修については、事前申請の内容を点検後、職員が現場で確認して着工しています。将来的に、リハビリ職等からの専門的アドバイスを受けながら点検を行います。福祉用具の購入・貸与については、ケアプランチェックを通し、確認を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
住宅改修等の点検	全件点検	全件点検	全件点検

④ 縦覧点検・医療情報との突合

介護給付と医療給付の情報の突合を行い、不適正な請求については過誤の手続きを行うよう指導・助言します。国保連合会の適正化データを活用し、不適正な請求については過誤の手続きを行うよう指導助言します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療情報との突合・縦覧点検	全件点検	全件点検	全件点検

⑤ 介護給付費通知

利用者本人（または家族）に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知することで、通知内容どおりのサービス提供を受けたか、支払った利用者負担額と相違ないかなどの確認を促し、介護保険制度や保険給付に対する意識啓発や、架空請求などの不正発覚の契機とします。平成32年度に一度、1か月分の利用状況を本人または家族に通知します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
給付明細発送回数			1回／年

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画を効率的・効果的に実施するために、次のとおり計画推進体制を整備し、施策・事業の進捗状況について定期的に把握し、評価を行っていきます。

(1) 地域包括支援センターとの連携

- ・ 地域包括支援センターとの連携を強化し、「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを推進します。

(2) 庁内各課・社会福祉協議会との連携

- ・ 福祉推進課、健康増進課、住民課、生涯学習課、税務課、富士河口湖町社会福祉協議会など、庁内各課・社会福祉協議会との連携を強化し、計画の効果的・効率的な運営を行います。

(3) 近隣市町村との連携

- ・ 今後も、近隣の市町村との連携・協力関係を維持し、必要に応じて会議等を行います。

(4) 国・県との連携

- ・ 多くの施策は、国・県それぞれのレベルでも実践されており、こうした施策が富士河口湖町においても積極的に展開されていくことが望ましいため、今後も、国・県との連携・協力関係を維持していきます。

(5) 計画の点検・評価

- ・ 高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の運営が円滑かつ適切に行われるよう、サービスの種類ごとの利用状況、計画の実施状況の点検・評価を行います。
- ・ 本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについては、介護保険運営協議会等において報告・協議します。
- ・ 地域包括支援センター運営協議会において、地域包括支援センターの事業内容や事業の成果などについて検討を行います。また、そこで得られた評価や課題については、適正な事業実施を図るため、今後の運営や計画の見直し時に反映していきます。

2 情報提供体制の充実

本計画の推進に向けて、次のとおり、情報提供体制の更なる充実に努めます。

(1) 情報提供体制の構築

- ・ サービスの質の向上に繋がる情報提供体制の構築を行います。
- ・ 広報紙、パンフレット等の定期的な発行により、サービス事業者に関する情報やサービスの利用・契約に役立つ知識等を利用者に継続的に提供します。
- ・ 認定申請からサービス提供まで迅速な対応がなされるよう、町、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者などが介護保険サービスの情報を共有する体制を整備していきます。

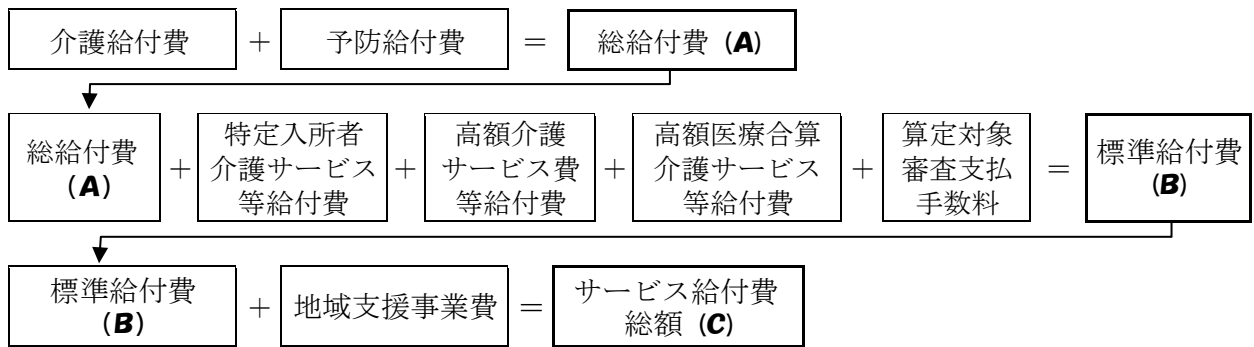
(2) インターネット等での情報提供の検討

- ・ 介護サービス事業者の選択方法や、サービス内容・利用法、法改正等の情報がいつでも手軽に入手できるように、また、あらゆる年代で情報の収集が可能となるように、町のホームページ等を使った情報提供やサービスマップの活用などを行います。

第7章 介護保険事業費の算定

1 保険給付費の推計

平成29年12月に改定された介護報酬や、消費税率及び介護職員の処遇改善の見直しを勘案した影響額を反映させた第7期計画期間のサービス給付に必要な総額（C）は6,278,994,093円となります。



① 介護給付費

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
居宅サービス				
①訪問介護	92,362,000円	96,419,000円	96,375,000円	285,156,000円
②訪問入浴介護	12,357,000円	13,103,000円	12,443,000円	37,903,000円
③訪問看護	24,961,000円	26,351,000円	25,706,000円	77,018,000円
④訪問リハビリテーション	5,917,000円	6,414,000円	6,792,000円	19,123,000円
⑤居宅療養管理指導	1,757,000円	2,013,000円	2,013,000円	5,783,000円
⑥通所介護	390,874,000円	406,465,000円	409,153,000円	1,206,492,000円
⑦通所リハビリテーション	92,930,000円	96,260,000円	98,186,000円	287,376,000円
⑧短期入所生活介護	146,584,000円	153,721,000円	152,979,000円	453,284,000円
⑨短期入所療養介護	0円	0円	0円	0円
⑩福祉用具貸与	53,067,000円	55,661,000円	55,907,000円	164,635,000円
⑪特定福祉用具販売	1,760,000円	2,105,000円	2,376,000円	6,241,000円
⑫住宅改修	3,109,000円	3,109,000円	3,109,000円	9,327,000円
⑬特定施設入居者生活介護	6,517,000円	6,520,000円	6,520,000円	19,557,000円
地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0円	0円	0円	0円
②夜間対応型訪問介護	0円	0円	0円	0円
③認知症対応型通所介護	22,490,000円	24,253,000円	26,007,000円	72,750,000円
④小規模多機能型居宅介護	21,837,000円	26,617,000円	28,554,000円	77,008,000円
⑤認知症対応型共同生活介護	25,345,000円	25,356,000円	25,356,000円	76,057,000円
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0円	0円	0円	0円
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	136,730,000円	136,791,000円	234,157,000円	507,678,000円
⑧看護小規模多機能型居宅介護	0円	0円	0円	0円
⑨地域密着型通所介護	111,098,000円	116,299,000円	117,228,000円	344,625,000円
介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設	197,077,000円	197,165,000円	197,165,000円	591,407,000円
②介護老人保健施設	314,166,000円	314,306,000円	317,662,000円	946,134,000円
③介護医療院	0円	8,252,000円	8,252,000円	16,504,000円
④介護療養型医療施設	37,323,000円	20,835,000円	20,835,000円	78,993,000円
居宅介護支援	90,476,000円	95,341,000円	95,852,000円	281,669,000円
介護給付費計	1,788,737,000円	1,833,356,000円	1,942,627,000円	5,564,720,000円

*給付費は、費用額の90%です。

② 予防給付費

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
介護予防サービス				
①介護予防訪問介護				
②介護予防訪問入浴介護	0円	0円	0円	0円
③介護予防訪問看護	1,182,000円	1,301,000円	1,301,000円	3,784,000円
④介護予防訪問リハビリテーション	1,365,000円	1,365,000円	1,365,000円	4,095,000円
⑤介護予防居宅療養管理指導	0円	0円	0円	0円
⑥介護予防通所介護				
⑦介護予防通所リハビリテーション	10,875,000円	10,880,000円	11,408,000円	33,163,000円
⑧介護予防短期入所生活介護	730,000円	730,000円	1,223,000円	2,683,000円
⑨介護予防短期入所療養介護	0円	0円	0円	0円
⑩介護予防福祉用具貸与	2,702,000円	2,752,000円	2,801,000円	8,255,000円
⑪特定介護予防福祉用具販売	535,000円	535,000円	535,000円	1,605,000円
⑫住宅改修	1,114,000円	1,114,000円	1,114,000円	3,342,000円
⑬介護予防特定施設入居者生活介護	0円	0円	0円	0円
地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	0円	0円	0円	0円
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0円	0円	0円	0円
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0円	0円	0円	0円
介護予防支援	6,009,000円	6,118,000円	6,277,000円	18,404,000円
介護予防給付費計	24,512,000円	24,795,000円	26,024,000円	75,331,000円

*給付費は、費用額の90%です。

総給付費 (A) (介護給付費+介護予防給付費)	1,813,249,000円	1,858,151,000円	1,968,651,000円	5,640,051,000円
--------------------------	----------------	----------------	----------------	----------------

③ 標準給付費

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	1,812,145,114円	1,878,714,200円	2,014,148,499円	5,705,007,813円
総給付費	1,813,249,000円	1,858,151,000円	1,968,651,000円	5,640,051,000円
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	1,103,886円	1,734,612円	1,750,125円	4,588,623円
消費税率等の見直しを勘案した影響額		22,297,812円	47,247,624円	69,545,436円
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)	72,228,000円	74,147,000円	76,117,000円	222,492,000円
特定入所者介護サービス費等給付額	72,228,000円	74,147,000円	76,117,000円	222,492,000円
補足給付の見直しに伴う財政影響額				
高額介護サービス費等給付額	34,240,000円	36,490,000円	38,890,000円	109,620,000円
高額医療合算介護サービス費等給付額	4,300,000円	4,600,000円	4,900,000円	13,800,000円
算定対象審査支払手数料	2,271,400円	2,350,940円	2,432,940円	7,055,280円
審査支払手数料支払件数	27,700件	28,670件	29,670件	86,040件
標準給付費見込額 (B)	1,925,184,514円	1,996,302,140円	2,136,488,439円	6,057,975,093円

④ 地域支援事業費

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
地域支援事業費	72,297,000円	73,663,000円	75,059,000円	221,019,000円
介護予防・日常生活支援総合事業費	42,895,000円	43,967,000円	45,066,000円	131,928,000円
包括的支援事業・任意事業費	29,402,000円	29,696,000円	29,993,000円	89,091,000円

⑤ サービス給付費総額

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
サービス給付費総額 (C) (標準給付費+地域支援事業費)	1,997,481,514円	2,069,965,140円	2,211,547,439円	6,278,994,093円

*小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

2 第1号被保険者の保険料の推計

① 保険給付費の財源構成

第1号被保険者の保険料の算定基準は、介護保険事業において、法定サービス（介護給付サービス、予防給付サービス、高額介護サービス、地域支援事業等）を実施していく際の標準給付費（総事業費の90%）が、提供されるサービスの水準によって決まり、保険料に反映されます。

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分（10%）を除いた標準給付費について、原則として50%を被保険者の保険料で負担し、残りの50%を公費で負担します。また、被保険者の保険料のうち、原則として23%を第1号被保険者（65歳以上）、27%を第2号被保険者（40歳～64歳）が負担することになります。

【介護保険サービス総事業費の財源構成】

総事業費

標準総給付費（総事業費の90%）						利用者負担 *1 （総事業費 の10%）
保険料 50%			公費 50%			
第1号被保険者 保険料 23%	第2号被保険者 保険料 27%	調整交付金 5% (全国標準)	国	県	町	
						20% (定率)

*施設等給付費に係る公費負担割合は、国が15%（定率）、県が17.5%（定率）、町が12.5%（定率）となります。

*第7期計画では、高齢化の進展に伴い、第1号被保険者の負担率が第6期計画の22%から23%に改正されます。

*1 一定以上の所得のある方（前年の合計所得金額が160万円以上、年金収入で単身280万円以上、夫婦346万円以上）の利用者負担の割合は20%、さらに現役並みの所得のある方（「合計所得金額（給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額）220万円以上」かつ「年金収入＋その他合計所得金額340万円以上（単身世帯の場合、夫婦世帯の場合463万円以上）」）3割負担（ただし、月額44,400円の負担の上限あり）となります。

② 保険料収納必要額の算定

保険料については、計画期間のサービス給付費総額を基に算定します。

本町の第7期計画期間におけるサービス給付費総額（標準給付費＋地域支援事業費）は6,278,994,093円となります。この額に第1号被保険者の負担割合（23%*1）を乗じ、「調整交付金相当額*2」、「調整交付金の見込み額*2」、「財政安定化基金*3 拠出見込み額」、「財政安定化基金償還金」、「準備基金取り崩し額」を算出して、保険料収納必要額を計算します。

+	標準給付費見込み額	+	地域支援事業費	×	第1号被保険者負担割合*1
	6,057,975,093円		221,019,000円		23.0%
+	調整交付金相当額*2 (標準給付費額の5.0%)	-	調整交付金見込み額*2 (交付割合:H30=4.68%、 H31=4.51%、H32=4.01%)	+	財政安定化基金*3 拠出見込み額 (拠出率 = 0.0%)
	309,495,155円		271,602,000円		0円
+	財政安定化基金償還金	-	準備基金取り崩し額	=	保険料収納必要額
	0円		180,000,000円		1,302,061,796円

*1 第7期計画では、第1号被保険者の負担率が第6期計画の22%から23%に改正されます。

*2 調整交付金の交付割合(%)の全国平均は5%ですが、市町村の後期高齢者や所得水準により、交付割合(%)が増減します。

*3 市町村の保険財政が、保険料収納率の低下や介護給付費の増加等で赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定を図るために都道府県が設置する基金のことで、このために市町村から徴収する拠出金を「財政安定化基金拠出金」といい、国と都道府県それぞれが市町村と同額を負担することになっています。

③ 第1号被保険者の保険料

人口推計に基づき、本町の第1号被保険者は3年間で延べ**20,347**人と推計されます。しかしながら、保険料を算出のために、所得段階別にみた補正を行う必要があり、その結果、最終的な所得段階別加入割合補正後の被保険者数は**20,833**人(D)となります。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
第1号被保険者数	6,667人	6,773人	6,907人	20,347人
前期(65歳～74歳)	3,327人	3,352人	3,483人	10,162人
後期(75歳以上)	3,340人	3,421人	3,424人	10,185人

	基準 所得金額	所得段階別加入者数			基準額に対する割合		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	H30	H31	H32
第1段階		872人 (13.1%)	886人 (13.1%)	905人 (13.1%)	0.50	0.50	0.50
第2段階		464人 (7.0%)	472人 (7.0%)	481人 (7.0%)	0.75	0.75	0.75
第3段階		354人 (5.3%)	360人 (5.3%)	367人 (5.3%)	0.75	0.75	0.75
第4段階		1,269人 (19.0%)	1,289人 (19.0%)	1,314人 (19.0%)	0.90	0.90	0.90
第5段階		1,075人 (16.1%)	1,092人 (16.1%)	1,114人 (16.1%)	1.00	1.00	1.00
第6段階		1,094人 (16.4%)	1,111人 (16.4%)	1,133人 (16.4%)	1.20	1.20	1.20
第7段階	120万円	751人 (11.3%)	763人 (11.3%)	778人 (11.3%)	1.30	1.30	1.30
第8段階	200万円	342人 (5.1%)	347人 (5.1%)	354人 (5.1%)	1.50	1.50	1.50
第9段階	300万円	446人 (6.7%)	453人 (6.7%)	461人 (6.7%)	1.70	1.70	1.70
計		6,667人 (100.0%)	6,773人 (100.0%)	6,907人 (100.0%)			



例えば、平成30年度の第1段階の所得段階別加入割合を補正した後の保険者数は、872人×0.50(基準額に対する割合)=436人となります。

所得段階別加入割合補正後被保険者数	6,827人	6,935人	7,071人	3年間計(D)	20,833人
-------------------	--------	--------	--------	---------	---------

算出された保険料収納必要額(1,302,061,796円)に、これまでの実績に基づき予定保険料収納率を97.00%と見込み、所得段階別加入割合補正後の被保険者数を用いて保険料基準額を算出します。

第7期計画(平成30年度～平成32年度)においては、第1号被保険者の高齢者総数は増えていますが、第6期期間の準備基金を180,000,000円取り崩すことができた(取崩額の影響額は742円)ことから、介護保険料基準月額が**5,370円**になります。

保険料収納必要額	÷	予定保険料収納率	÷	所得段階別加入割合補正後 被保険者数(3年間分)
1,302,061,796 円		97.00%		20,833 人
⇒				
保険料基準 年額	⇒	保険料基準 月額		
64,430 円		5,370 円		

【第7期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料】

所得段階	対象となる方	保 険 料		
		保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または世帯全員が住民税非課税でかつ本人の年金収入が80万円以下の人	0.50	2,685 円	32,220 円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円以下の人	0.75	4,028 円	48,330 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える人	0.75	4,028 円	48,330 円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	0.90	4,833 円	57,996 円
第5段階 (基準)	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円を超える人	1.00	5,370 円	64,440 円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	1.20	6,444 円	77,328 円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	1.30	6,981 円	83,772 円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が300万円未満の人	1.50	8,055 円	96,660 円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上の人	1.70	9,129 円	109,548 円

【第6期保険料から第7期保険料への増減率】

第6期保険料月額	⇒	第7期保険料月額	増減率
5,564 円		5,370 円	- 3.5%

資料編

1 富士河口湖町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1 富士河口湖町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「計画」という。)の円滑な策定を図るため、富士河口湖町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定の基本的な事項に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し、必要と認められる事項

(組織)

第3 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の代表
- (2) 関係団体等の代表
- (3) 識見を有する者
- (4) 介護保険被保険者代表

(任期)

第4 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、健康増進課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

2 富士河口湖町 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員名簿

(順不同・敬称略)

No.	所属団体名	職名	氏名	備考
1	文教社会常任委員会	委員長	小佐野 快	委員長
2	民生委員児童委員協議会	会長	三浦 洋恵	副委員長
3	富士河口湖町社会福祉協議会	局長	大石 秀隆	
4	国民健康保険運営協議会	会長	佐藤 安子	
5	山梨赤十字病院	院長	今野 述	
6	(社) 歯科医師会	歯科医	白壁 正光	
7	富士河口湖町老人クラブ連合会	会長	中村 義孝	
8	食生活改善推進委員会	会長	渡邊 チヅ子	
9	町身体障害者福祉会	会長	渡邊 武士	
10	地域密着型介護老人福祉施設なでしこ	施設長	渡邊 秀美	
11	居宅介護支援事業所ケアプランまるやま	介護支援専門員	丸山 春美	
12	被保険者代表	河口連合自治会長	渡邊 義道	
13	被保険者代表	勝山区長	流石 丈夫	
14	被保険者代表	上九区長	小林 直彦	
15	被保険者代表 (健康のまちづくり審議会)	会長	穂阪 四郎	
16	被保険者代表 (福祉委員)	大石地区	堀内 眞一	
17	富士河口湖町地域包括支援センター	所長	渡辺 優子	

事務局	健康増進課長	堀内 正志
	福祉推進課長	渡辺 勇人
	福祉推進課	郷田 よしみ
	福祉推進課	朝比奈 伸次
	健康増進課	萱沼 千鶴子

3 富士河口湖町 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定の経緯

日 時	内 容
平成 29 年 1 月 27 日～ 平成 29 年 2 月 15 日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施 調査対象：町内在住の要介護認定を受けていない 65 歳以上の町民 5,000 人 回収状況：有効回収数 3,095 人（有効回収率＝61.9%）
平成 29 年 10 月 30 日	第 1 回 富士河口湖町 第 8 次高齢者保健福祉計画・ 第 7 期介護保険事業計画策定委員会 ○介護保険改正法と国が示した基本指針案の概要 ○策定スケジュールについて ○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告 ○現行計画の施策評価について
平成 29 年 12 月 20 日	第 2 回 富士河口湖町 第 8 次高齢者保健福祉計画・ 第 7 期介護保険事業計画策定委員会 ○第 8 次高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画の 素案について
平成 30 年 2 月 7 日	第 2 回 富士河口湖町 第 8 次高齢者保健福祉計画・ 第 7 期介護保険事業計画策定委員会 ○第 8 次高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画に おける変更点（第 2 回策定委員会提出計画）について ○パブリックコメント現状説明について ○第 7 期介護保険事業計画における第 1 号被保険者の 保険料試算について

富士河口湖町
第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

平成30年3月

富士河口湖町 健康増進課・福祉推進課
〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地
電話 0555-72-6037 ファックス 0555-72-6027
ホームページ <http://www.town.fujikawaguchiko.yamanashi.jp>